

# 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」農林水産物 地域振興要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」(以下「道の駅」という。)の指定管理者(以下「指定管理者」という。)及び農林水産物等出荷登録者が物販施設内に設置する農林水産物販売所(以下「直売所」という。)の運営に係る役割分担並びに鮎振興施設の管理運営について定めるものとする。

## (定義)

第2条 農林水産物等とは、農林水産物、花卉・苗類、農林水産物加工食品及びその他の農林水産物加工品(以下「農林水産物等」という。)をいう。

2 出荷登録者とは、指定管理者と農林水産物等委託販売契約を締結した者(以下「出荷登録者」という。)をいう。

## 第1章 指定管理者の責務

### (運営)

第3条 指定管理者は農林水産物等の委託販売に関する次の事業を行うものとする。

- (1) 農林水産物等の安定した提供を目的とした生産計画及び出荷調整
- (2) 農林水産物等の安全性確保の徹底
- (3) 農林水産物等の品質及び技術の向上
- (4) 農林水産物等の宣伝及び販売促進活動

2 指定管理者は、前項に掲げる事業の推進を図るため、出荷登録者を構成員とする協議会を組織することができる。

### (登録者番号の発行及び連絡等)

第4条 指定管理者は、出荷登録者に対し登録者番号を指定し、商品の出荷及び販売管理下にある登録者番号を発行することとする。

2 法人、グループ等の出荷登録者主体に構成員が複数人いる場合は、出荷登録者の利便性を考慮し当該団体等に対し複数の番号を発行するものとする。

3 出荷販売データの照合等は指定された登録者番号により行うものとする。

4 出荷登録者への連絡及び通知は、指定管理者が道の駅出荷作業所に設置する連絡掲示板(以下「掲示板」という。)及びその他の連絡手段を活用するなど迅速かつ適切に対応することとする。

### (販売方法)

第5条 指定管理者が仕入販売をしようとする農林水産物等については、当該出荷登録者と協議のうえ仕入販売方式へ変更することができる。

### (商品の区分)

第6条 委託販売をする農林水産物等の区分は次のとおりとする。

- (1) 農林水産物(野菜、山菜、林産物、果実、穀物、肉・魚類)

未加工のもので切断、冷凍、冷蔵、乾燥しただけの農林水産物も含まれる。

- (2) 花卉・苗類（花、苗木、植木、鉢物、切り花、種）
- (3) 農林水産物加工食品（弁当、惣菜、菓子、乳製品、発酵食品、調味料類等）  
加工製造された農林水産物で、「製造物責任法(PL 法)」の規制対象。ここでいう加工とは次のようなものとする。
  - ①加熱(煮る、蒸す、焼く、煎る、炒める、ゆでる、揚げる)
  - ②味付け(調味、塩漬け、燻製)
  - ③粉挽き(製粉)
  - ④発酵
  - ⑤搾汁
- (4) その他の農林水産物加工品（工芸品等指定管理者が認めたもの）

(出荷規格及び数量)

第 7 条 指定管理者は、第 31 条の規定により、出荷登録者が出荷する農林水産物等を陳列するものとする。

- 2 指定管理者は、季節又は品目により農林水産物等の過剰出荷が予想されるときは、1 出荷登録者当たりの出荷数量を制限することができる。
- 3 前項により出荷数量を制限する場合は、事前に掲示板に掲示又は当該出荷登録者に連絡するものとする。

(搬入)

第 8 条 指定管理者は、出荷登録者が農林水産物等を搬入する際に、品質、食品表示等のチェックを行う。

- 2 前項のチェックの結果、指定管理者が販売に不相当と判断した商品は、搬入を拒否又は既に陳列されている商品の撤去を行うことができる。
- 3 指定管理者は、商品搬入の際には出荷登録者に指定の名札を着用するよう義務付けることとする。

(表示価格の是正)

第 9 条 指定管理者は不当な価格競争を回避するため、農林水産物等の表示価格が市場価格と比較して著しく均衡を欠く場合は、当該出荷登録者に対して表示価格の是正を求めることができる。

(商品の陳列)

第 10 条 指定管理者は、商品の陳列について、消費者が商品を購入しやすいよう適宜商品の整理整頓に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、包装又は表示が不完全な商品や販売に不相当と判断した場合は、当該商品の搬入を拒否又は既に陳列されている商品の撤去を行うことができる。

(直売所の営業日及び営業時間)

第 11 条 直売所の営業日及び時間は、勝山市別に定める物販施設の営業日及び時間と同様とする。ただし、都合により営業日及び時間を変更する場合は、1 週間前までに掲示板に掲示するものとする。

(商品管理及び販促)

第12条 指定管理者は、農林水産物等の商品紹介を作成及び掲示するものとする。ただし、医薬品的な効能及び効果を謳った掲示や説明は関係機関へ十分確認をすること。

2 冷凍又は冷蔵が必要な加工品には冷凍又は冷蔵機能を持つ陳列ケースを設置し、温度管理に十分配慮するものとする。

3 指定管理者は直売所内の農林水産物等に傷み、劣化、腐敗、安全性への懸念などがあると判断した場合は、当該商品を撤去することができる。

4 指定管理者は商品の管理に十分注意し、商品に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、万引き、盗難、火災、自然災害等指定管理者の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償を行わないものとする。

(商品の引き取り)

第13条 指定管理者は、委託販売期間後に売れ残った商品について、出荷登録者自身に引き取らせるものとする。

2 第8条第2項、第10条第2項及び前条第3項により撤去した農林水産物等については前項の例によるものとする。

(残留農薬検査の実施)

第14条 指定管理者は、出荷された農林水産物等について、必要に応じて残留農薬検査を行うことができる。

2 指定管理者は前項の検査の結果、法令に違反する残留農薬が検出されたときは、当該商品の出荷登録者が生産する農林水産物等の全ての取扱いを直ちに停止するものとする。

(苦情対応)

第15条 指定管理者は、直売所で販売した商品に対して消費者から苦情があった場合、その対応と処理のすべてを当該出荷登録者の責任において行わせるものとする。

2 苦情の対象となった商品について消費者への返金や損害賠償等の費用が発生した場合、指定管理者は当該出荷登録者に対し費用負担を求めることができる。

(指導及び勧告)

第16条 指定管理者は、出荷登録者に次の各号に定める行為があると認めるときは指導又は勧告を行うことができる。

(1) 出荷した農林水産物等に欠陥(劣化、病虫害、腐敗、量目不足、粗悪品等)があったとき。

(2) 本要領及び委託販売契約書に定める事項を順守しないとき。

(出荷停止及び除名)

第17条 指定管理者は、出荷登録者に次のいずれかの行為があったときは、当該出荷登録者に対し、出荷停止又は出荷登録の解除をすることができる。

- (1) 事前の連絡又は相談なく繰り返し第 13 条に定める売れ残り商品を引き取らなかつたとき。
- (2) 繰り返し第 14 条に規定する行為をしたとき。
- (3) 繰り返し第 15 条に定める苦情対応を怠つたとき。
- (4) 繰り返し前条に定める指導又は勧告に従わないとき。
- (5) 生産履歴を追跡できる仕組み(以下「トレーサビリティ」という。)の確保に必要な書類の提出、記帳及び保管を怠つたとき。
- (6) 無登録又は適用外農薬の使用や残留農薬基準の違反があつたとき。
- (7) 正当な理由なく、指定管理者からの指示に従わないとき。
- (8) その他、直売所の営業を妨げる行為又は直売所の信用を傷つける行為を行つたとき。

(販売管理、販売手数料及び精算)

第 18 条 指定管理者は、直売所における商品の直接値引きはしないものとする。

2 指定管理者は、販売代金の清算を出荷登録者ごとに集計し、当月売上分を翌月 20 日(休日の場合は休み明け)に、出荷登録者が指定する口座に振り込むものとする。

3 前項に定める販売代金から次の代金を差し引いた金額を振り込むものとする。

- (1) 販売手数料
- (2) 1 枚あたり 1 円のバーコード表示ラベル発行実費
- (3) 口座振込手数料

4 指定管理者は委託販売にあたっては次の表に定める販売手数料を徴収するものとする。

品 目		市内販売手数料	市外販売手数料
農林水産物	①日持ちしない軟弱野菜、果実等 (販売期間 1 日のもの)	10%以内	15%以内
	②肉・魚類、冷蔵又は冷凍保存が必要なもの	25%以内	30%以内
	①②以外の農林水産物 (販売期間 2 日以上のもの)	15%以内	20%以内
花卉・苗類		15%以内	20%以内
農林水産物加工食品	①食品衛生法上、常温での陳列を 1 日とする商品	10%以内	15%以内
	②冷蔵又は冷凍による陳列が必要な商品	25%以内	30%以内
	①②以外の商品(食品衛生法上、常温での陳列を 2 日以上とする商品)	20%以内	25%以内
その他の農林水産物加工品		25%以内	30%以内

(個人情報の利用目的)

- 第 19 条 指定管理者は、出荷登録者の個人情報、販売、精算及び決済にかかる情報を適切に管理し、紛失、漏洩、改変等の危険防止に努めなければならない。
- 2 指定管理者が保有する出荷登録者の個人情報は、農林水産物等の委託販売に関する事以外には使用しない。

## **第 2 章 出荷登録者の責務**

(登録の条件)

第 20 条 第 6 条に定める項目の出荷登録者の条件は次のとおりとする。

- (1) 農林水産物 条件は設けないこととする。
- (2) 花卉・苗類、農林水産物加工食品、その他の農林水産物加工品
  - ①勝山市民
  - ②代表者が勝山市民である法人・団体
  - ③事業所が勝山市内にある法人・団体
  - ④指定管理者が必要と認める個人・法人・団体

(登録料)

第 21 条 出荷登録者の年度登録料は次のとおりとする。

- (1) 勝山市民 1,000 円
  - (2) 勝山市民以外 3,000 円
- 2 自己が所有する勝山市内の農地又は山林で栽培若しくは採取した農林水産物を出荷する場合は、勝山市民として取り扱うものとする。

(登録手続き)

第 22 条 出荷登録者は、出荷者登録申込書(様式 1)を提出ものとする。

- 2 出荷登録者は、誓約書(様式 2)、委託販売契約書(様式 3)、出荷計画書(様式 4)を提出しなければならない。
- 3 出荷登録者は、販売代金の振込、登録料等の引き落としのために指定管理者が指定する金融機関の口座を開設しなければならない。
- 4 出荷登録者と販売代金の振込口座名義は、同一名義とする。

(出荷登録者番号の発行)

第 23 条 出荷登録者は、指定管理者が発行する出荷登録者番号を使用して出荷を行うこととする。

(商品の販売方法)

第 24 条 出荷登録者が出荷する農林水産物等の販売方法は、委託販売方式とする。

(出荷商品)

第 25 条 出荷登録者が直売所に出荷できる農林水産物等の品目は第 6 条に定めるとおりとする。

(栽培管理作業日誌の作成及び提出)

第 26 条 出荷登録者は、栽培品目別に栽培管理作業日誌(様式 5)を作成し出荷

する 2 日前までに指定管理者へ提出しなければならない。

2 栽培管理作業日誌の提出がない商品は出荷できない。

(農林水産物等加工食品の取扱い)

第 27 条 農林水産物加工食品は、保健所の許可を受けた施設で製造したものであって食品表示法で定められた表示をした商品以外は出荷できない。

2 未加工かつ乾燥した農林水産物は、食品表示法で定められた表示をした商品以外は出荷できない。

3 出荷登録者は、農林水産物加工食品の製造に際し、主原料及び材料は、可能な限り勝山市産品を使用するよう努めることとする。

4 出荷登録者は、農林水産物加工食品を出荷する際には、次の書類等を指定管理者に提出することとする。ただし、第 2 項の農林水産物は第 4 号の書類を指定管理者に提出することとする。

(1) 食品営業（製造）許可書又は営業報告書の写し

(2) 食品衛生責任者の資格を証する書類の写し

(3) 製造物責任保険（PL 保険）の写し

(4) 食品表示法による表示が明記された加工品の現物と写真

5 食品表示のラベルは、出荷登録者が作成し、商品に貼付することとする。

(搬入)

第 28 条 出荷登録者は、指定管理者が指定する入口より商品を搬入しなければならない。

2 搬入は指定管理者が定める時間までに行うこととする。ただし、追加搬入など、営業時間中に店内に入る場合は、指定管理者が指定する名札を着用しなければならない。

(表示価格)

第 29 条 出荷登録者は、第 9 条に定める場合を除き、農林水産物等の販売価格について出荷登録者個々の判断で自由に決めることができる。

2 表示価格は、内税表示とする。

(バーコードラベル及び食品表示ラベル)

第 30 条 出荷登録者は、指定管理者が指定するバーコードラベルを貼付することとする。

2 バーコードラベルは、直売所備え付けのバーコード発行機を使い、出荷登録者自身で発行及び貼付することとする。

3 販売価格を変更する場合は、バーコードラベルを再発行のうえ、貼り替えることとし、手書き等による訂正又は加筆をしてはならない。

4 バーコードラベルを貼り替える際は、当該農林水産物等を出荷作業所に引き下げてから行うこととする。

(包装及び陳列)

第 31 条 出荷登録者は、商品を出荷登録者自身で一商品ずつ包装するか、結束テープ等を使用してバーコードや表示ラベルを貼れるようにすることとする。

2 出荷登録者は、商品を包装する際、混入事故を未然に防ぐため、ホッチキスを使用してはならない。

3 出荷登録者は、包装及びバーコード貼付の終わった商品は指定管理者の検品を受けることとする。検品が終了した商品については、指定管理者が陳列する。  
(残留農薬)

第32条 出荷登録者は、農林水産物の栽培における農薬使用にあたっては、その使用基準及び残留農薬基準に細心の注意を払うこととする。

(苦情対応)

第33条 出荷登録者は、直売所で販売した商品に対して消費者から苦情があった場合、その対応及び処理は出荷登録者自身の責任で行わなければならない。

(商品の引き取り)

第34条 出荷登録者は、委託販売期間後に売れ残った商品を出荷登録者自身で引き取らなければならない。

2 委託販売期間は、出荷日を起算日とする。

3 商品ごとの委託販売期間の基準は、下表のとおりとする。

品 目		委託販売期間
農林水産物	①日持ちしない軟弱野菜、果実等	1日
	②肉・魚類、冷蔵又は冷凍保存が必要なもの	1日
	①②以外の農林水産物	2日以上
花卉・苗類		2日以上
農林水産物加工食品	①食品衛生法上、常温での陳列を1日とする商品	1日
	②冷蔵又は冷凍による陳列が必要な商品	賞味期限内で30日間
	①②以外の商品（食品衛生法上、常温での陳列を2日以上とする商品）	2日以上 ただし、賞味期限内で30日間
その他の農林水産物加工品		指定管理者と協議

4 商品の引き取りは指定管理者が定める時間までに行うこととする。

5 前項に規定する以外の日時に引き取りを希望する場合は、事前に指定管理者の了解を得ることとする。

### 第3章 鮎振興施設

(管理及び運営)

第35条 鮎振興施設の運営は、指定管理者の管理のもと、勝山市漁業協同組合が行う。

2 鮎振興施設で使用する電気料、ガス代、上下水道料及びその他鮎振興施設の運営に係る費用は勝山市漁業協同組合が負担すること。

3 鮎振興施設において、勝山市漁業協同組合は指定管理者への販売手数料を支払うことなく次の事業を行うことができる。

- (1) おとり鮎の販売
- (2) 遊漁券の販売
- (3) 鮎の買取及び卸売り
- (4) 鮎の買取用水槽2槽の設置

### 第4章 その他

(その他)

第36条 この要領に定めのない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、指定管理者、出荷登録者及び勝山市漁業協同組合が適宜協議し決定することとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。